

## 安全で快適な道路空間の構築に向けて・・・

通行の原則として、自転車は歩道または路側帯と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければいけません。（ただし、自転車道があれば、自転車道を通行しなければいけません）また、車両通行帯のある道路では、原則として一番左側の車両通行帯を通過しなければならぬと道路交通法により決まっており、工芸な移動手段である自転車の利用促進には安全な通行空間の確保が必要とされます。

道路を通行する誰もが安全で快適な通行空間の構築においてスラットと側溝は力を発揮します。



ポイント3

**滑りにくい構造**

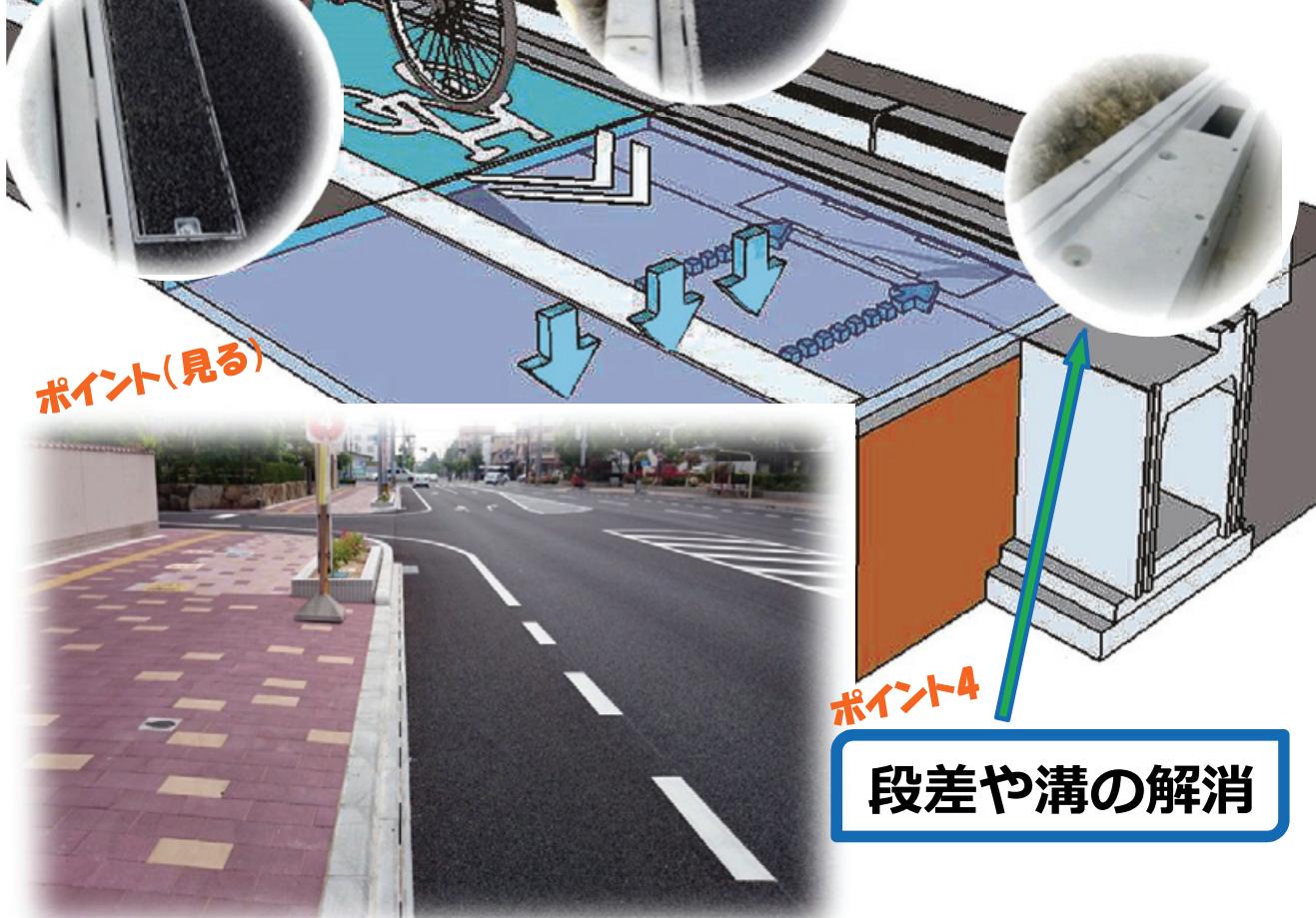


ポイント2

**自転車走行空間を広く確保**

ポイント1

**平坦性の確保**



**段差や溝の解消**